

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表			
一般名 (削除)	適用日 (削除)	一般名 ペミロラストカリウム。ただし、 内用剤に限る。	適用日 平成二十八年一月十一日
(略)	(略)	(略)	(略)
ペミロラストカリウム。ただし、 点眼剤に限る。	平成二十九年一月十四日		